

## 区長報告第6号

### 損害賠償請求訴訟事件に係る和解について

#### 1 訴訟の概要

- (1) 出訴日 令和2年7月10日
- (2) 当事者 原告：個人 被告：港区  
被告補助参加人：社会福祉法人恩賜財団済生会
- (3) 請求の趣旨 平成29年10月26日、港区立特別養護老人ホーム港南の郷（以下「施設」といいます。）において原告が入浴の際に、浴場脱衣所で転倒し、負傷した事故（以下「本件事故」といいます。）について、被告が原告の生命及び身体に危険がないよう配慮すべき義務を怠ったことにより損害が生じたとして、損害賠償及び仮執行の宣言を求める。

#### 2 訴訟に至る経緯

本件事故に係る原告の損害について、原告と施設を運営する被告補助参加人で、解決に向けた損害賠償の額の交渉を重ねてきましたが、解決には至りませんでした。

#### 3 訴訟上の争点

原告の主張	被告の主張
被告は、浴場脱衣所の床上に落ちた水滴を放置した。	浴場脱衣所の床上に落ちた水滴を放置したという事実は確認されていない。
原告が転倒した際、体勢を崩した原告を介助者が支えるべきだったが、これを怠り、本件事故を招いた。	原告は日常生活において歩行が安定しており、歩行の介助が必要であったわけではない。介助者は、重度の認知症である原告の予期せぬ行動を制御するために誘導していただけであるから、本件事故の予見可能性及び注意義務違反は認められない。

#### 4 訴訟の経過

- ・ 第1回 令和2年 8月25日
  - ）
  - ・ 第9回 令和3年11月17日
  - ・ 第10回 令和4年 2月14日
- 口頭弁論（訴状・答弁書陳述）  
弁論準備手続（準備書面陳述等）  
和解勧告、和解協議  
和解（専決処分）

※令和2年9月14日、本件事件の解決に利害関係を有する被告補助参加人が、同事件に参加しました。

## 5 和解金の支払等

東京地方裁判所から和解の勧告があり、当該勧告を踏まえ、弁論準備手続での協議の結果、本件事故に関する和解金（以下「和解金」といいます。）を被告補助参加人が原告に支払うこととし、当該支払が完了したときは、原告、被告及び被告補助参加人との間で和解することとしました。

この協議を踏まえ、原告及び被告補助参加人は、令和4年1月20日、東京簡易裁判所において、原告を申立人、被告補助参加人を相手方として、以下の内容で和解しました。

- (1) 相手方は、申立人に対し、和解金として610万円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、申立人に対し、(1)の金員を、令和4年2月10日限り、申立人名義の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 申立人は、相手方に対し、相手方から(2)により金員の支払いを受けたときは、本件事件において、申立人と被告との間で、次の記載内容のとおり訴訟上の和解をすることを確約する。
  - ア 原告は、本件請求を放棄する。
  - イ 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告の間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
  - ウ 訴訟費用は、各自の負担とする。
- (4) 申立人及び相手方は、本件に関し、申立人と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 和解費用は、各自の負担とする。

## 6 和解条項

原告が被告補助参加人から和解金の支払を受けたため、原告、被告及び被告補助参加人は、以下の内容で和解しました。

- (1) 原告は、本件請求を放棄する。
- (2) 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告の間には、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (3) 訴訟費用（参加費用を含む。）は、各自の負担とする。

## 7 専決処分日（和解締結日）

令和4年2月14日